

<問題1> (配点: 1)

少額特例の適用可否について、AからEまでのうち、正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の正しい組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。なお、輸出先の用途は全て民生用途で、輸出貨物に告示貨物はない。

- A 本邦にある貿易会社が、輸出令別表第1の4の項(15)に該当する貨物を米国にあるメーカーに輸出するとき、価額80万円では少額特例を適用できるが、価額120万円では適用できない。
- B 本邦にある貿易会社が、輸出令別表第1の7の項(1)に該当する貨物(価額90万円)と輸出令別表第1の7の項(2)2に該当する貨物(価額80万円)を米国にあるメーカーに輸出するときは、少額特例は適用できない。
- C 本邦にある貿易会社が、輸出令別表第1の14の項(1)に該当する貨物を米国にあるメーカーに輸出するとき、価額80万円では少額特例を適用できるが、価額120万円では適用できない。
- D 本邦にある貿易会社が、輸出令別表第1の15の項(2)に該当する貨物を米国にあるメーカーに輸出するときは、価額80万円では少額特例を適用できるが、価額120万円では適用できない。
- E 本邦にある貿易会社が、輸出令別表第1の6の項(6)1に該当する貨物(価額95万円)と輸出令別表第1の6の項(6)3に該当する貨物(価額50万円)を米国にあるメーカーに輸出するときは、少額特例が適用できる。

- 1. A○ B○ C○ D× E○
- 2. A× B× C× D× E○
- 3. A○ B× C○ D× E×
- 4. A○ B○ C× D○ E×
- 5. A× B× C× D× E×

<問題2> (配点: 1)

提出書類通達の「IV. 用語の解釈」について、AからEまでのうち、正しい定義に○、定義されていない用語、又は誤った定義となっているものに×を付した場合の正しい組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 「最終需要者が確定していない場合」の定義
輸出時に最終需要者を確定することができない場合をいう。
- B 「再販売」の定義
再販売とは、仕向地内において所有権又は使用権が変更されることをいう。
- C 「再移転」の定義
再移転とは、仕向地内において所有権は又は使用権の変更を伴わずに貨物・技術を移転することをいう。
- D 「再提供」の定義
再提供とは、当初許可された需要者等が、提供された技術を当初許可された者以外の第三者に提供することをいう。
- E 「再輸出」の定義
再輸出とは、当初許可された需要者等が、輸入した貨物を当初許可された仕向地以外の第三者に輸出することをいう。

1. A○ B○ C○ D○ E○
2. A× B○ C× D○ E×
3. A○ B× C× D× E○
4. A× B○ C○ D○ E×
5. A○ B○ C× D○ E×

<問題3> (配点: 1)

運用通達の別表第3「輸出関係書類の記載要領」について、AからEまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

A 「仕向地」の欄

輸出貨物の最終陸揚港の属する国（又は領域）を記載する。

B 「取引の明細」の「荷受人」の欄

契約書に記載されている荷受人の名称・住所を記載する。

C 「商品名」の欄

商品名は、一般的な用語ではなく、正式名称、型名又は型番を記載する。

D 「経由地」の欄

貨物が仕向地に至るまでに積み替え、又は陸揚げされる場所を経由地として記載する。

E 「輸出貿易管理令」の欄

輸出貨物が輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に該当する場合にあっては、当該項の番号及び中欄の括弧の番号を記載する。

1. 1個

2. 2個

3. 3個

4. 4個

5. 5個

<問題4> (配点: 1)

運用通達の10%ルールについて、AからEまでのうち、誤っている説明の組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 運用通達の10%ルールは、他の貨物の部分をなしているものが輸出令別表第1の1の項に該当する貨物の場合は全て適用できない。
 - B 運用通達の10%ルールは、他の貨物の部分をなしているものが輸出令別表第1の8の項に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条において「他の装置に内蔵されたもの」とされている場合は適用できない。
 - C 運用通達の10%ルールは、他の貨物の機能の一部を担っており、かつ、当該他の貨物に正当に組み込まれている場合であっても、出荷に際し、輸送上の理由等により暫時分離するものについては適用できない。
 - D 本邦にある半導体製造装置メーカーXは、輸出令別表第1の16の項に該当する半導体製造装置 α （初期製造時の市場価格は500万円）を来週、米国のメーカーに輸出する予定である。半導体製造装置 α には、輸出令別表第1の3の項(2)9に該当するポンプ1セット（初期製造時の市場価格は40万円）と輸出令別表第1の3の項(2)7に該当するバルブ1セット（初期製造時の市場価格は15万円）が正当に組み込まれている。この場合、半導体製造装置メーカーXは運用通達の10%ルールは適用できない。
 - E 本邦にあるメーカーXは、米国のメーカーYから輸出令別表第1の3の項(1)に該当するトリエタノールアミンの注文（価額90万円）を受けたので、輸出令別表第1の16の項に該当する貯蔵タンク（初期製造時の市場価格は950万円）に入れて輸出する予定である。この場合、運用通達の10%ルールが適用できるので、輸出許可は不要である。
1. A・B
 2. B・C
 3. C・D
 4. D・E
 5. E・A

<問題5> (配点: 1)

AからDまでのうち、正しいものは○、誤っているものは×とした場合の正しい組合せを、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にあるメーカーPは、輸出令別表第1の16の項に該当する先端材料を毎月、ベトナムに輸出している。特定重要貨物に該当する先端材料の輸出は行っていない。この場合、メーカーPは、遵守基準省令に基づき該非確認責任者を選任の上、該非確認に係る手続を定める法的義務がある。
- B 本邦にあるメーカーQは、経済産業省安全保障貿易検査官室から輸出管理内部規程受理票及びチェックリスト受理票の交付を受けている者ではないが、毎年数回、個別の輸出許可を取得して、輸出令別表第1の6の項に該当する工作機械をブラジルに輸出している。工作機械の据付は現地の子会社が行っている。この場合、メーカーQは子会社に対し、遵守基準省令に基づき安全保障貿易管理に関する適切な指導を行う法的義務がある。
- C 本邦にあるメーカーRは、特別一般包括許可を適用して、輸出令別表第1の7の項に該当する集積回路を毎月、インドに輸出している。最終需要者への販売は現地の子会社ではなく、関連会社に委託している。この場合、メーカーRは関連会社に対し、外為法等遵守事項に基づく安全保障貿易管理に関する適切な指導を行う法的義務はない。
- D 本邦にあるメーカーSは、輸出令別表第1の1の項に該当する軍用航空機の部分品を英国の航空機メーカーから輸入している。不具合による返品の必要が生じた場合は、個別許可を取得して輸出している。輸出入に現地の子会社は経由しない。今般、返品の頻度に鑑み、特別返品等包括許可を申請することとしたが、経済産業省の審査において、メーカーSから子会社への安全保障貿易管理に関する指導の実施状況については、包括許可取扱要領により評価対象にされない。

1. A○ B○ C○ D×
2. A○ B○ C× D×
3. A× B○ C○ D○
4. A× B× C× D○
5. A× B× C× D×

<問題6> (配点: 1)

次のAからDまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

(前提条件)

- ・東京にあるメーカーXは、個別の役務取引許可を取得して、ペルーにあるY大学に天体観測用のプログラム α を納品した。プログラム α には、外為令別表の9の項(1)に該当する暗号通信プログラム(「以下「当該暗号プログラム」という。」)が組み込まれている。
- ・納品後、Y大学から、CMOSカメラが接続できるようにプログラム α に有償で一部機能を追加してほしいと注文があり、来月、一部機能を追加したプログラム α (「以下「改修プログラム α 」といふ。」)を提供する予定である。
- ・一部機能追加は、当該暗号プログラムには全く関係しない。

- A 東京にあるメーカーXは、プログラム α のうち、当該暗号プログラムに関係しないプログラムを有償で一部機能追加した改修プログラム α をY大学に提供する場合、貿易外省令第9条第2項第十四号ニを適用することができる。
- B 東京にあるメーカーXは、プログラム α のうち、当該暗号プログラムに関係しないプログラムを有償で一部機能追加した改修プログラム α をY大学に提供する場合、貿易外省令第9条第2項第十四号ニを適用することはできない。したがって、役務取引許可が必要である。
- C 東京にあるメーカーXは、プログラム α のうち、当該暗号プログラムに関係しないプログラムを一部機能追加した改修プログラム α をY大学に提供する場合、有償、無償に関わらず貿易外省令第9条第2項第十四号ニを適用することはできない。したがって、役務取引許可が必要である。
- D 東京にあるメーカーXは、プログラム α のうち、当該暗号プログラムに関係しないプログラムを一部機能追加した改修プログラム α を有償ではなく無償でY大学に提供する場合は、貿易外省令第9条第2項第十四号ニを適用することができる。

1. 0個
2. 1個
3. 2個
4. 3個
5. 4個

<問題7> (配点: 1)

貿易外省令第9条第2項について、AからDまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。なお、提供する技術は、リスト規制該当技術である。

- A 日本の厚生労働大臣が非居住者や外国に提供する技術は、貿易外省令第9条第2項第二号により、役務取引許可は不要である。
 - B 本邦企業と米国企業との特許紛争において、本邦企業が米国の裁判所に技術情報を提示することが必要となった。この場合、米国の裁判所において公開されることを目的として提供する場合は貿易外省令第9条第2項第九号が適用されるので、役務取引許可は不要である。
 - C 本邦企業と米国企業との特許紛争において、本邦企業が米国の裁判所に技術情報を提示することが必要となった。本邦企業が裁判上の和解をするために提示し、公開されない場合でも、貿易外省令第9条第2項第九号により役務取引許可は不要である。
 - D 本邦企業が、次世代の暗号アルゴリズムを提供する取引で、国際標準の策定のための国際会議への提案において必要となる技術資料は、貿易外省令第9条第2項第十六号により役務取引許可は不要である。
-
- 1. 0個
 - 2. 1個
 - 3. 2個
 - 4. 3個
 - 5. 4個

<問題8> (配点: 1)

外国向け仮陸揚げ貨物を輸出する場合の積替規制に関するAからDまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

(前提条件)

- ・「外国向け仮陸揚げ貨物」とは、仮に陸揚げした貨物のうち、本邦以外の地域を仕向地とする船荷証券（航空貨物運送証その他船荷証券に準ずるものも含む。）により運送されたものをいう。

- A 外国向け仮陸揚げ貨物が輸出令別表第1の2の項の中欄に掲げる貨物であって、英國を仕向地として輸出する場合、輸出者が需要者から航続距離が300キロメートル以上の無人航空機の製造に用いる旨の連絡を受けていたとしても、経済産業大臣の輸出許可を受ける必要はない。
- B 外国向け仮陸揚げ貨物が輸出令別表第1の5の項の中欄に掲げる貨物であって、中国を仕向地として輸出する場合、輸出者が需要者から航続距離が300キロメートル以上の無人航空機の製造に用いる旨の連絡を受けていたとしても、経済産業大臣の輸出許可を受ける必要はない。
- C 外国向け仮陸揚げ貨物が輸出令別表第1の4の項の中欄に掲げる貨物であって、米国を経由してイスラエルを仕向地として輸出する場合、輸出者が需要者から航続距離が300キロメートル以上の無人航空機の製造に用いる旨の連絡を受けていたとしても、経済産業大臣の輸出許可を受ける必要はない。
- D 外国向け仮陸揚げ貨物が輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物であって、イラクを仕向地として輸出する場合、輸出者が需要者から航続距離が300キロメートル以上の無人航空機の製造に用いる旨の連絡を受けていたとしても、経済産業大臣の輸出許可を受ける必要はない。

1. 0個
2. 1個
3. 2個
4. 3個
5. 4個

<問題9> (配点: 1)

AからDまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 東京にある貿易会社のシンガポール支店では、今年、シンガポールの大学を卒業したシンガポール人を1名雇用する予定である。当該支店で勤務する者となった場合、居住者として取り扱われる。
- B 来日から1年を経過した米国人留学生は、通学している大学が夏季休暇に入ったので、米国に一旦戻って、1ヶ月後に来日する予定である。この場合、再来日後から、6ヶ月経過しなければ、居住者として取り扱われない。
- C 東京にある貿易会社の大坂支店では、今年、タイにある大学を卒業したタイ人を1名雇用する予定である。当該支店で勤務する者となった場合、居住者として取り扱われる。
- D 来日から6ヶ月を経過したフランス大使館の2等書記官は、居住者として取り扱われる。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個
- 4. 3個
- 5. 4個

<問題10> (配点: 1)

AからDまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 東京にあるメーカーXは、英国のメーカーYから輸入したばかりのロボット1台（輸出令別表第1の2の項（15）に該当）が故障したので、修理のために英国に輸出する予定である。この場合、無償告示第一号1によりメーカーXは、輸出許可申請が不要である。
- B 東京にあるメーカーXは、輸出許可を取得し、英国のメーカーYに輸出した弁1セット（輸出令別表第1の3の項（2）に該当）が故障したので、当該弁を修理のために本邦に輸入し、修理後、英国に輸出する予定である。この場合、無償告示第一号1により、メーカーXは、輸出許可申請が不要である。
- C 東京にあるメーカーXは、輸出許可を取得し、英国のメーカーYに弁1セット（輸出令別表第1の3の項（2）に該当）を輸出した。当該弁は、メーカーYが製造する部品洗浄装置に組み込まれフランスにあるメーカーZに輸出されたが、当該弁が故障したので、当該弁を取り外し、修理のためにフランスから本邦に輸入し、修理後、フランスのメーカーZに返送する予定である。この場合、無償告示第一号1により、メーカーXは、輸出許可申請が不要である。
- D 東京にあるメーカーXは、輸出許可を取得し、英国のメーカーYに輸出した弁1セット（輸出令別表第1の3の項（2）に該当）が故障したので、当該弁と全く同じ弁を交換用として、先に輸出し、故障した弁を後日、回収する予定である。この場合、交換用の弁の輸出について、無償告示第一号1により、メーカーXは、輸出許可申請が不要である。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個
- 4. 3個
- 5. 4個

<問題 11> (配点 : 1)

東京にある貿易会社Xは、8月1日に英国にあるメーカーYから注文を受け、大阪にあるメーカーZが製造している輸出令別表第1の9の項(7)に該当する暗号通信装置 α を購入し、9月1日に英国のメーカーYに輸出する予定である。暗号通信装置 α とその操作マニュアル β に関するAからDまでの説明のうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

(前提条件)

- ・暗号通信装置 α の輸出契約の総価額は、80万円である。
- ・輸出令別表第1の9の項(7)は、告示貨物ではない。
- ・貿易会社Xは、一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を取得している。
- ・暗号通信装置 α には、外為令別表の9の項(1)に該当する操作マニュアル β が付属している。
- ・外為令別表の9の項に該当する技術は、使用技術告示第一号にあたらない。

- A 貿易会社Xは、暗号通信装置 α の輸出について、少額特例が適用できるので、注文を受けた8月1日以降であれば、貿易会社Xは、操作マニュアル β を役務取引許可を取得せずにメーカーYに提供することができる。
- B 貿易会社Xは、暗号通信装置 α の輸出について、少額特例が適用できるので、注文を受けた8月1日以降であれば、貿易会社Xから依頼を受けたメーカーZは、操作マニュアル β を役務取引許可を取得せずにメーカーYに提供することができる。
- C 貿易会社Xは、暗号通信装置 α の輸出について、少額特例が適用できるので、注文を受けた8月1日以降であれば、操作マニュアル β を役務取引許可を取得せずにメーカーYに提供することができるが、貿易会社Xから依頼を受けたメーカーZから操作マニュアル β をメーカーYに提供する場合、メーカーZは、役務取引許可の取得が必要である。
- D 貿易会社Xは、暗号通信装置 α の輸出について、一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可が適用できるので、9月1日以降であれば貿易会社Xは、操作マニュアル β をメーカーYに提供することができる。

1. 0個
2. 1個
3. 2個
4. 3個
5. 4個

<問題 12> (配点 : 1)

後記 1 から 5 までの中から、正しい説明を 1 つ選びなさい。なお、日本の関連会社 Z から提供する技術は、使用技術告示第一号にあたらない。

1. 英国にあるメーカー X から、輸出令別表第 1 の 2 の項（12）1 に該当する工作機械を中国にあるメーカー Y に輸出し、日本の関連会社 Z から、技術者を派遣し、当該工作機械の据付、操作、保守に関する必要最小限の技術を中国のメーカーに提供する場合、貿易外省令第 9 条第 2 項第十二号の規定により、日本の関連会社 Z は役務取引許可が不要である。
2. 英国にあるメーカー X から、輸出令別表第 1 の 2 の項（12）1 に該当する工作機械を中国にあるメーカー Y に輸出し、日本の関連会社 Z から、技術者を派遣し、当該工作機械の据付、操作、保守に関する必要最小限の技術を中国のメーカーに提供する場合、日本の関連会社 Z が特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を取得していれば、提供することができる。
3. 英国にあるメーカー X から、輸出令別表第 1 の 2 の項（12）1 に該当する工作機械を中国にあるメーカー Y に輸出し、日本の関連会社 Z から、技術者を派遣し、当該工作機械の据付、操作、保守に関する必要最小限の技術を中国のメーカーに提供する場合、日本の関連会社 Z が特別一般包括役務取引許可を取得していれば、提供することができる。
4. 英国にあるメーカー X から、輸出令別表第 1 の 2 の項（12）1 に該当する工作機械を中国にあるメーカー Y に輸出し、日本の関連会社 Z から、技術者を派遣し、当該工作機械の据付、操作、保守に関する必要最小限の技術を中国のメーカーに提供する場合、日本の関連会社 Z が特別一般包括役務取引許可を取得していれば、「返送に係る技術の提供」により、提供することができる。
5. 英国にあるメーカー X から、輸出令別表第 1 の 2 の項（12）1 に該当する工作機械を中国にあるメーカー Y に輸出し、日本の関連会社 Z から、技術者を派遣し、当該工作機械の据付、操作、保守に関する必要最小限の技術を中国のメーカーに提供する場合、関連会社 Z は個別の役務取引許可を取得する必要がある。

<問題13> (配点: 1)

AからDまでのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦の貿易会社Xは、中国のメーカーYより、輸出令別表第1の6の項に関連する貨物 α を購入し、海外で販売する予定である。この場合、輸出令別表第1の6の項は、ワッセナー・アレンジメントの規制なので、ワッセナー・アレンジメントのサイトにあるCategory1 Special Materials and Related Equipment.の英文を参考にメーカーYにスペックを確認する。
- B 本邦の貿易会社Xは、中国のメーカーYより、外為令別表の9の項に関連する暗号技術 α を購入し、海外で販売する予定である。この場合、外為令別表の9の項に関連する暗号技術 α は、ワッセナー・アレンジメントの規制なので、ワッセナー・アレンジメントのサイトにあるCategory 5 - Part 1 Telecommunicationsの英文を参考にメーカーYにスペックを確認する。
- C 本邦の貿易会社Xは、中国のメーカーYより、輸出令別表第1の3の2の項(2)に関連する貨物 α を購入し、海外で販売する予定である。この場合、輸出令別表第1の3の2の項(2)は、オーストラリア・グループ(A G)の規制なので、同サイトにある英文を参考にメーカーYにスペックを確認する。
- D 本邦の貿易会社Xは、中国のメーカーYより、提出書類通達の別表2の付表1に関連する技術 α を購入し、海外で販売する予定である。この場合、提出書類通達の別表2の付表1に関連する技術 α は、ワッセナー・アレンジメントのサイトにあるSensitive Listの英文を参考にメーカーYにスペックを確認する。

1. 0個
2. 1個
3. 2個
4. 3個
5. 4個

<問題14> (配点: 1)

AからEまでのうち、正しい説明の組合せを後記1から5までの中から1つ選んで下さい。

- A 外為法第55条の10第1項中の「経済産業省令」は、「特定重要貨物等を定める省令」のことである。
- B 輸出令第1条第2項中の「経済産業省令」で定める手続とは、「輸出貿易管理規則」のことである。
- C 外為令第17条第4項中の「経済産業省令」で定める手続とは、「貿易関係貿易外取引等に関する省令」(貿易外省令)のことである。
- D 貿易外省令第9条第2項第十三号中の「経済産業大臣が告示で定めるもの」とは、「輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が告示で定める貨物」(告示貨物)のことである。
- E 外為法第25条第4項中の政令とは、「外国為替令」のことである。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. D・E
- 5. E・A

<問題15> (配点: 1)

(A) から (C) にあてはまる最も適切な用語を後記1から5までの中から1つ選びなさい。

(A) 包括許可と (B) 包括許可の違いは、(A) 包括許可は、継続的な取引実績が一定期間ある企業が対象となります、(B) 包括許可の対象となる (C) については、取引関係に関する制約はなく、新たに取引を開始する (C) も対象になります。対象となる地域・貨物又は外国・技術については (A) 包括許可と (B) 包括許可とも同様ですが、(A) 包括許可が申請時に取引実績のある貨物・技術に限定する必要がある一方、(B) 包括許可については包括許可の対象となる貨物・技術全般(包括許可マトリックスで「特定」と表記してある貨物・技術の全部)が対象となりますので、申請時に特定する必要はありません。

- | | | |
|--------------|-----------|----------|
| 1. (A) 特定子会社 | (B) 特定 | (C) 関連会社 |
| 2. (A) 特別一般 | (B) 一般 | (C) 関連会社 |
| 3. (A) 特定 | (B) 特定子会社 | (C) 子会社 |
| 4. (A) 特定 | (B) 特別返品等 | (C) 関連会社 |
| 5. (A) 特定子会社 | (B) 特別返品等 | (C) 子会社 |

<問題16> (配点: 1)

以下は、運用通達の別表第4の2-4の規定である。(A)にあてはまる用語を後記1から5までの中から1つ選びなさい

運用通達の別表第4の2-4

2-4 (A)における輸出許可証又は輸出承認証の訂正又は変更

(A)は、上記の規定にかかわらず、次の事項について、当該輸出許可証又は輸出承認証に直接訂正又は変更を行うことができる。

- (1) ミスタイプ、誤記（計算上の簡単な誤記を含む。）又は記載もれの訂正
- (2) 輸出貨物代金の端数調整のための訂正
- (3) 運賃、保険料の変更に伴う訂正

- 1. 経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易審査課
- 2. 経済産業局又は沖縄総合事務局の商品担当課
- 3. 経済産業大臣
- 4. 税関長
- 5. 税関

<問題 17> (配点 : 1)

AからEまでの包括許可のうち、特定手続等運用通達に定めるところによる申請が必要で、かつ、申請窓口が、経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易審査課とされているものはいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 一般包括許可
- B 特別一般包括許可
- C 特定包括許可
- D 特別返品等包括許可
- E 特定子会社包括許可

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個
- 4. 4個
- 5. 5個

<問題18> (配点: 1)

AからEまでのうち、誤っている説明の組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

(前提条件)

- ・東京にあるメーカーXは、毎月1回、米国にある販売子会社Yに輸出令別表第1の6の項(1)に該当する軸受(価額50万円)を少額特例を適用して輸出している。
- A メーカーXは、遵守基準省令で規定する「統括責任者を選任する」法的義務がある。
- B メーカーXは、遵守基準省令で規定する「該非確認責任者を選任する」法的義務がある。
- C メーカーXは、遵守基準省令で規定する「当該特定重要貨物等輸出者等の組織内の輸出等の業務を行う部門の権限及び責任並びに複数の部門において輸出等の業務を行う場合にあっては当該部門間の関係を定める」法的義務がある。
- D メーカーXは、遵守基準省令で規定する「関係法令に違反したとき、又は違反したおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣に報告し、その再発防止のために必要な措置を講ずる」法的義務がある。
- E メーカーXは、遵守基準省令で規定する「特定重要貨物等の輸出等を行おうとする際に、当該特定重要貨物等の輸出等の業務に関する文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下チにおいて同じ。)に記載され、又は記録された当該特定重要貨物等を特定する事項と輸出等を行おうとする当該特定重要貨物等が同一であることの確認を行う」法的義務がある。

1. A・B
2. B・C
3. C・D
4. D・E
5. E・A

<問題 19> (配点 : 1)

直接製品(direct product)のルールに関する記述について誤っているものの組み合わせを後記 1 から 5 までの中から 1 つ選びなさい。なお、ここでの米国原産品目は、600 番台の品目でもデミニミス・ルール適用対象外とされている特別な品目でもなく、一般的な品目であることを前提とする。また、Entity Listにおいて脚注 1 (footnote 1)で指定されている同リスト掲載者向けの場合の直接製品ルール(昨年施行)についても考慮すること。

- A 半導体製造装置から製造された半導体は、直接製品として EAR 規制対象になることがある。
- B 販売先の顧客の製品の中に組み込まれる製品・部品は、直接製品として EAR 規制対象になることはない。
- C EAR99 の品目自体が直接製品として EAR 規制対象になることはない。
- D EAR99 である米国原産技術から製造した製品は直接製品として EAR 規制対象になることはない。
- E 日本において米国原産技術に基づき直接製造した製品を日本からワッセナーレンジメント加盟国所在企業に提供する場合は、直接製品として EAR 規制対象になることはない。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. D・E
- 5. E・A

<問題20> (配点: 1)

米国輸出管理規則(EAR)の「規制品目リスト(CCL:Commerce Control List)」に関する記述として、正しいものは○、誤っているものは×とした場合の正しい組合せを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A EARの「規制品目リスト」は、全体がカテゴリー番号「1」から「10」の10分類に分けて規定されており、更に各カテゴリーはAからEの装置・アッセンブリ・構成要素、試験・製造装置、材料、ソフトウェア、技術の5つの形態に分かれている。
- B EARの「規制品目リスト」では、規制品目分類番号の3桁目(左から3つ目)の数字の1～3はNSG等の大量破壊兵器に関する国際レジームの規制に由来していることを示している。例えば規制品目分類番号の3桁目が「3」であれば、Chemical & Biological Weapons reasonsで規制されている品目である。
- C EARの「規制品目リスト」には、従来国務省が規制していた武器品目のうち機微度の低い軍用機等も規制されており、これらの品目は500番台の品目と言われている。
- D EARの「規制品目リスト」では、各カテゴリーの末尾にEAR99という表示があるが、このEAR99は規制品目分類番号(ECCN)で規制されている品目に該当しない品目に割り当てられている番号である。
- E EARの「規制品目リスト」には、許可例外LVS、GBS、CIV等の適用可否が記載されている。

1. A○ B× C○ D× E×
2. A× B○ C× D× E○
3. A× B○ C× D○ E×
4. A○ B× C× D× E○
5. A× B× C○ D○ E×

<問題21> (配点: 2)

本邦にあるA社は、製品Xの引き合いを受けた。本件に関する許可の要否の判断に関する次の記述のうち、正しいものを全て選びなさい。なお、製品Xは、輸出令別表第1の16の項に該当する貨物である。

1. 米国にあるB社のシアトルに所在する工場向けの輸出で、B社における製品Xの用途が通常兵器（輸出令別表第1の1の項に該当する貨物）の開発等である場合、A社は輸出許可申請が必要である。
2. 中国にあるC社の上海に所在する工場向けの輸出で、C社における製品Xの用途が通常兵器（輸出令別表第1の1の項に該当する貨物）の開発等である場合、A社は輸出許可申請が必要である。
3. イラクに駐留している米軍向けの輸出で、米軍における製品Xの用途が通常兵器（輸出令別表第1の1の項に該当する貨物）の開発等である場合、A社は輸出許可申請が必要である。
4. A社は、本邦のE社が国内で製造している通常兵器（輸出令別表第1の1の項に該当する貨物）のパーツ向けに製品Xを若干加工した上で、E社に納入する。この場合、E社が製造した通常兵器を在日米軍向けに納入することをA社が知っていたとしても、輸出には当たらないので、A社は輸出許可申請が不要である。
5. A社は、在日米軍が使用する通常兵器（輸出令別表第1の1の項に該当する貨物）の補修パーツ向けに製品Xを若干加工した上で、在日米軍に納入する。この場合、輸出には当たらないので、A社は輸出許可申請が不要である。

<問題22> (配点: 2)

本邦にあるA社は非居住者である米国のB社との契約交渉の際に、同時通訳者Cを介してB社に外為令別表に該当する技術を提供する。この場合、B社及び同時通訳者Cへの役務取引許可取得に関する後記1から5までのうち、正しいものを全て選びなさい。なお、同時通訳者Cへは通訳のみを目的として技術情報を提供する。

1. A社が提供する技術が外為令別表の2の項に該当する技術であっても、役務取引許可の取得が必要なのはB社に対してだけで、同時通訳者Cに対しては一切不要である。
2. A社が提供する技術が外為令別表の1の項に該当する技術である場合、同時通訳者Cが輸出令別表第3の地域の居住者ではない場合、B社に対してだけでなく、同時通訳者Cに対しても役務取引許可の取得が必要である。
3. A社が提供する技術が外為令別表の16の項に該当する技術であっても、B社が当該技術を通常兵器（輸出令別表第1の1の項に該当する貨物）の開発等に利用することを明らかにしていた場合、役務取引許可の取得が必要なのはB社に対してだけで、同時通訳者Cに対しては一切不要である。
4. 初回の契約交渉時、A社は自社が製造している通常兵器（輸出令別表第1の1の項に該当する貨物）の単なる機能、性能、外観等の情報をB社に提供するだけで、設計情報や製造方法等の貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報は提供しない。この場合、B社および同時通訳者Cに対して役務取引許可の取得は不要である。
5. 以前の契約交渉でB社から希望する加工図面（外為令別表の9の項に該当する技術）が渡された。今回の交渉でA社は、加工図面に何らの付加情報も書き加えず、そのままB社に返却する。この場合、加工図面をB社に返却するだけなので、B社および同時通訳者Cに対して役務取引許可の取得は不要である。

<問題23> (配点: 2)

包括許可取扱要領及び別表に定められた要件、条件、手続き、有効期限等に基づき、本邦にある企業が取った後記1から5までの行為のうち、下線部に記した時期が正しいものを全て選びなさい。

1. 本邦にあるソフトウェア開発会社Aは、一般包括役務取引許可の更新を、当該包括取引許可の有効期限の3月前の日に申請した。
2. 本邦にある工作機械メーカーBは、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の6の項に該当する製品を、中国にあるメーカーCへ輸出するに当たり、通常兵器である戦車の製造に用いられる疑いがあるため、経済産業大臣へ届け出た。届出が受理された日から10日間が経過したため、工作機械メーカーBは当該包括許可を用いて輸出を行った。
3. 本邦にある工作機械メーカーBは、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の6の項に該当する製品を、米国にあるメーカーDへ輸出した。当該製品は通常兵器である戦車の製造に用いられる旨の契約書を交わしていたため、工作機械メーカーBは当該製品の輸出を行った月の翌月末日に経済産業大臣へ報告した。
4. 本邦にある貿易会社Eは、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を受けており、当該包括許可を用いて返送に係る輸出を行う手続きを規定した輸出管理内部規程を経済産業省に受理されている。貿易会社Eは、シンガポールにあるメーカーFが誤って送ってきた輸出令別表第1の10の項に該当する製品を、返送に係る輸出の手続きを経てメーカーFへ返送した。貿易会社Eは、当該返送品を輸出した時から5年間が経過したため、関係書類を廃棄した。
5. 本邦にある貿易会社Gは、特定包括役務取引許可を受けている。貿易会社Gは、当該包括取引許可に係る取引の年間実績を翌年7月末日に経済産業大臣へ報告した。

<問題24> (配点: 2)

米国輸出管理規則(EAR)の規制に関する記述として、正しい説明を後記1から5までの中から全て選びなさい。

1. EARの対象品目である米国原産品目を日本から輸出するときには、「規制品目リスト」で規制されないEAR99品目は除いて、その規制品目番号(ECCN)に関わらず、米商務省BISの許可を得なければならない。
2. 規制される米国成分値の比率が25%を超える日本製品はEARの対象品目であっても、仕向地によっては米商務省BISの許可を得ることなく、日本から輸出することができる場合がある。
3. 米国の定める武器禁輸国(D:5国群)であるロシア向けには、「規制品目リスト」で規制されないEAR99品目であっても、EARの対象品目であれば日本からの輸出には米商務省BISの許可が必要である。
4. EARの「規制品目リスト」において国家安全保障(NS)理由によって規制されているEARの対象品目をNS理由で規制される仕向地に日本から輸出する場合であっても、許可例外GBSの条件を満たせば、米商務省BISに許可を申請することなく輸出できる。但し、この許可例外GBSを使用するためには、予めBISに対してSNAP-Rというシステムで登録しておく必要がある。
5. EARでテロ支援国(E:1国群)に指定されているイラン向けに日本から輸出しようとしている米国原産品目が反テロリズム(AT)理由によって規制されているものであって、輸出には米商務省BISの許可が必要となることが判明した。このとき、この米国原産品目の代わりに、同等の機能を持っているが、EAR対象品目ではない日本製品を輸出することは、EARの規制を回避することを目的としたEARの禁止事項に当たる。

<問題25> (配点: 2)

本邦にある企業が、外国企業と取引を行うにあたり、後記1から5までの事実に基づき、輸出許可申請又は役務取引許可申請が必要なものを全て選びなさい。

1. 本邦にある貿易会社Aは、レバノンにある電機メーカーVから、民生用のラジオ製造を目的として、輸出令別表第1の16の項に該当する電子部品15,000個の注文を受けた。受注後に電機メーカーVのホームページを閲覧したところ、レバノン陸軍に無線機器を納入していることが判明した。
2. 本邦にある工作機械メーカーBの海外営業部員の甲は、中国にあるメーカーWから、輸出令別表1の16の項と外為令別表の16の項に該当している工作機械15台の引き合いを受けた。翌日、甲は同業者との製品技術勉強会に出席した際に、あるライバルメーカーの技術者が、甲を含む出席者全員に配布した資料の中に「中国にあるメーカーWは、自国の軍と関係があり、ミサイル開発を行っている可能性がある。」との記述があることを確認した。
3. 本邦にある工作機械メーカーBは、台湾にあるメーカーXから、輸出令別表1の16の項と外為令別表の16の項に該当している工作機械3台の引き合いを受けた。メーカーXからは、照明器具を製造する用途であることの連絡を受けているが、メーカーXの担当者との電話会議の際に説明された照明器具を製造するには、メーカーBの工作機械は若干性能がよいと判断された。
4. 本邦にある総合商社Cは、中国にあるメーカーYから、輸出令別表第1の16の項に該当するバルブ200セットの注文を受けた。メーカーYからは、当該バルブを民生用途に使用するための重水製造に用いるとの連絡を受けた。
5. 本邦にある総合商社Cは、タイにあるメーカーZに、輸出令別表第1の16の項に該当するバルブ200セットを民間自動車部品の洗浄装置へ組み込む用途で販売する契約を取り交わし、6か月前にメーカーZ向けに当該バルブ100セットを輸出している。その後、メーカーZから10セットに不具合があるとの連絡を受け、本邦に送り返してもらった。総合商社Cは、到着後1か月以内に同一性能の当該バルブ10セットを無償交換品として輸出することとなった。尚、メーカーZからは同一性能のバルブをタイ陸軍が所有する装甲車両部品の洗浄装置に組み込む用途で、タイ陸軍への営業活動を1か月後に開始する予定があるとの連絡も受けている。

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
貿易外省令	貿易関係貿易外取引等に関する省令
遵守基準省令	輸出者等遵守基準を定める省令
使用技術告示	貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びヘの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
提出書類通達	輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について
特定手続等運用通達	電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について
少額特例	輸出貿易管理令第4条第1項第四号で規定されている特例
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規程の届出等について」の（別紙1）
運用通達の10%ルール	「輸出貿易管理令の運用について」1-1(7)(イ)
輸出令別表第3	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
輸出令別表第3の2	アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スードン
告示貨物	輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物
特定重要貨物	「特定重要貨物等を定める省令」で規定する輸出令別表第1の1から15までの項の中欄に掲げる貨物

